

薩摩川内市木造住宅耐震診断補助金

令和8年度版

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、**木造住宅の耐震診断**を行う者に対し、予算の範囲内において木造住宅耐震診断補助金を交付します。

昭和56年に建築基準法における耐震基準が改正され、それ以前の建築物は耐震性が不明とされています。

補助対象の木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された
一戸建て住宅・長屋・共同住宅
(2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下)

補助対象者

- 1 耐震診断を行う木造住宅の居住者または所有者
- 2 居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震診断の実施について同意していること。
- 3 市税等を滞納していないこと。

耐震診断の要件

- 1 木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法又は精密診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。
- 2 鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者を有する建築士法第23条第1項の規定に基づき登録された建築士事務所により行われるもの。


補助金申請受付期間

4月中旬から9月下旬
相談については、年間を通じ可能です。

補助対象額および補助率

- 1 耐震診断の委託に要する費用の2/3（千円未満切り捨て）
長屋・共同住宅については、延べ面積に1㎡当たり4,580円を乗じた額が上限
- 2 補助金の限度額は13万6千円

耐震診断の評価と倒壊の危険性について

◎	○	△	×
1.5以上 倒壊しない	1.0以上 一応倒壊しない	0.7～1.0未満 倒壊する可能性がある	0.7未満 倒壊する可能性が高い
			

薩摩川内市 建設部 建築住宅課 建築指導グループ

TEL: 0996-22-8115内線3642・3643

FAX: 0996-23-8389

E-mail: ken-sidou@city.satsumasendai.lg.jp



ホームページ

補助事業の諸事項

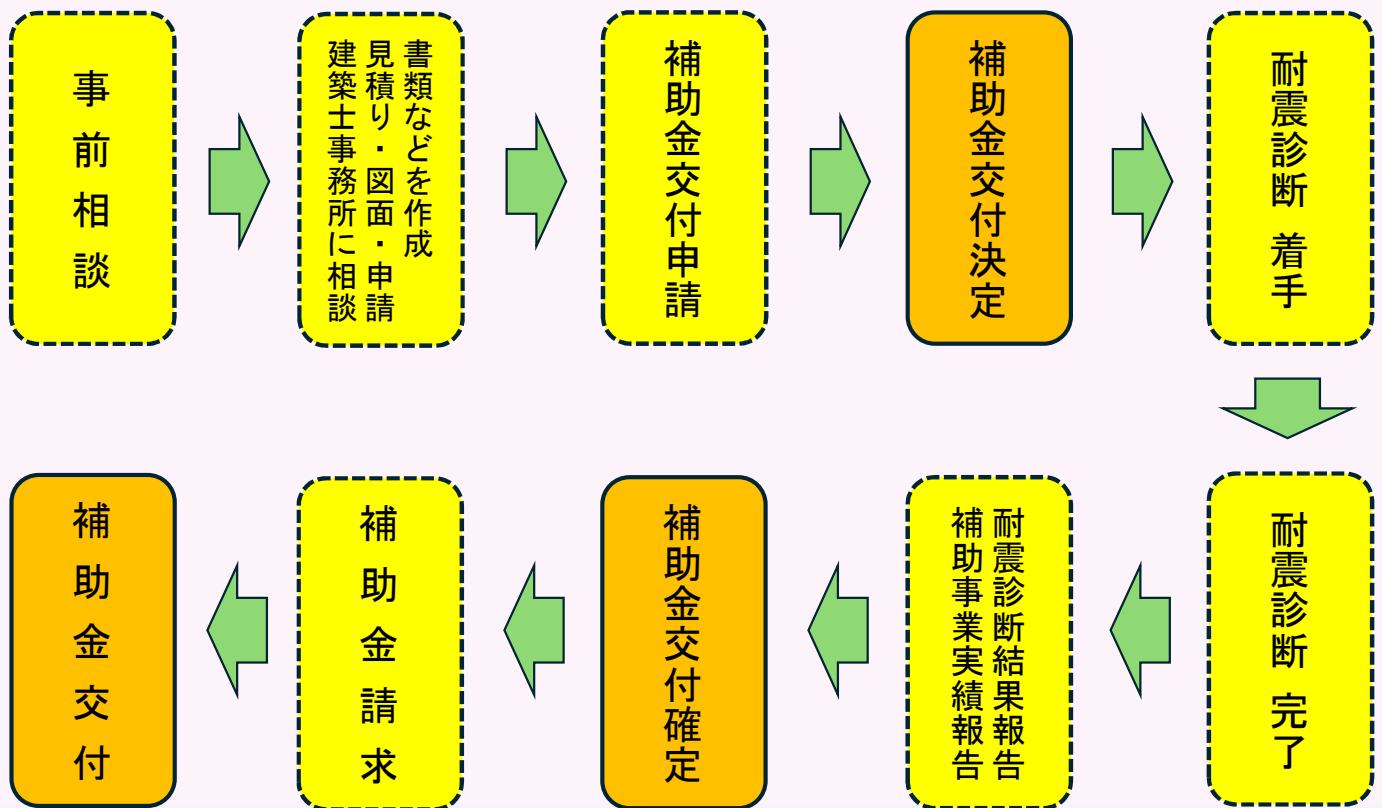
※ 補助事業の主な流れ

(詳細は、ホームページをご確認ください。)

凡例

申請者

市



※ 昭和56年5月に建築基準法の耐震基準が大きく改正され、それ以前に建つ建築物は、耐震性が不明とされています。

また、築年が古くなればなるほど、耐震改修工事費が多額となる傾向にあります。

※ 耐震診断の結果が、「倒壊しない」「一応倒壊しない」となった場合は、ここで終了です。補助金は交付されます。

また、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」となった場合は、耐震改修工事へと進みます。

※ 耐震診断と耐震改修工事を必ずしも同年度に行う必要はありません。まず耐震診断を行い、翌年度に耐震改修工事を行うことも可能です。

薩摩川内市 建設部 建築住宅課 建築指導グループ

TEL:0996-22-8115内線3642・3643

FAX:0996-23-8389

E-mail: ken-sidou@city.satsumasendai.lg.jp



ホームページ